

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応学校給食費支援金	<p>①物価高騰の影響により値上げをした給食費について、令和7年度1年間の値上げ相当額を学校給食費会計へ支援金として交付することで、幼稚園児、小・中学生の保護者負担の軽減を図る。</p> <p>②支援金20,500千円</p> <p>③井原市学校給食センター学校給食費会計へ支援金を交付 小学校:40円×1,381人×210回≒11,600千円 中学校:50円×791人×210回≒8,300千円 幼稚園:13円×204人×210回≒600千円</p> <p>【その他財源について】 一般財源 2,500千円</p> <p>④市内幼稚園、小・中学校に通う園児・児童・生徒及びその保護者(生活保護・就学援助制度受給世帯を除く、教職員は含まない)</p>	R7.8	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	先端設備等導入促進事業補助金	<p>①市内の事業者が行う生産性の向上及び競争力の強化と企業価値の向上に資する先端設備等の導入に対し補助金を交付するとともに、その先端設備等の導入に併せて賃上げを行う場合に補助上限額を加算することにより、物価高騰の影響を受ける事業者及び生活者を支援する。</p> <p>②負担金補助及び交付金30,000千円 【補助対象先端設備等】 ・市内の事業所に導入されるもの ・市長が認定した先端設備等導入計画に基づき導入される先端設備等で、認定支援機関による確認書の発行を受けた投資計画に記載のあるもの ・取得価額が1件30万円以上のもの ・リース契約及び割賦販売契約に基づくものでないもの</p> <p>【賃上げ要件】 先端設備等を導入した年の任意の月において、導入した設備の使用に携わる従業員全員(役員やその家族従業員を除く)の基本給を前月と比較して1.5%以上増加させていること。</p> <p>③先端設備等導入促進事業補助金(補助率1/3) ・賃上げ要件を満たさない場合(補助上限額1,000千円) 750千円×10件=7,500千円 ・賃上げ要件を満たす場合(補助上限額1,500千円) 1,500千円×15件=22,500千円</p> <p>【その他財源について】 一般財源 27,795千円</p> <p>④市内に事業所を有している者。ただし、業種が農業、林業、漁業、医療及び福祉を除く。</p>	R7.4	R8.3